

N T T東西の活用業務認可における認可方針

東日本電信電話株式会社（以下「N T T東日本」という。）及び西日本電信電話株式会社（以下「N T T西日本」という。）から本年5月26日付けて総務大臣に対して申請のあった活用業務（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号。以下「N T T法」という。）第2条第5項に規定する業務をいう。以下同じ。）に対する総務省の考え方は以下のとおりである。

N T T東日本の活用業務認可申請について

1 申請の概要

N T T東日本の次世代ネットワーク（平成20年2月25日認可）を利用した、同社の業務区域におけるIP v 6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信（以下「次世代ネットワークを利用したエンド-to-end通信」という。）について県間の役務提供を行いたいとしていることから、活用業務としての認可申請があった。

2 審査の基準

N T T法第2条第5項において、N T T東日本及びN T T西日本（以下「N T T東西」という。）の活用業務に関して、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、
 - (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない
- と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、「東・西N T Tの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西N T Tの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」（平成13年12月策定、改正平成19年7月、以下「ガイドライン」という。）に則して審査を行う。

3 審査結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合

に該当するか否かについて、検討を行う。

NTT東日本は、今回申請のあった業務（以下「本業務」という。）を行うに当たっては、既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、新たな資金は不要であるとしている。

また、既存の経営の資源の活用についても、設備については、本業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響がでるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで地域電気通信業務等に影響がないように対処するとしているが、同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。他方、職員についても、本業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではなく、また新たな技術開発を伴うものではない。よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本業務を営むことにより、NTT東日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

(2) 電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について評価し、

ステップ2 当該おそれの程度に応じて、公正な競争を確保するため

に必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討を行う。

1) ステップ1 おそれの程度に関する評価

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することが必要とされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、NTT東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が大きいとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一緒に構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が、活用業務を営む場合、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本業務は、NTT東日本の次世代ネットワークの利用を前提としていることから、その提供を受けるに際しては、アクセス回線としてNTT東日本が提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要となる。したがって、本業務の提供に関する競争状況は、FTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられることから、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。

FTTH市場において、平成22年3月末でのNTT東日本のシェア（加入契約数による。以下同じ。）を見ると、北海道、東北、関東の各ブロックにおいて、それぞれ89.3%、95.5%、74.8%であり、シェアは一貫して上昇している。また、競争事業者によるFTTHサービスの提供は、NTT東日本の光ファイバの開放に依存し

ているため、N T T 東日本は光ファイバの利用に関する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能であり、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価できる。

よって、N T T 東日本は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制の適用及び市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的とした公正競争確保のためのセーフガード措置がなされ、さらにブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在しているものの、次世代ネットワークを利用したサービスの提供エリアの拡充に伴い今後同サービスの利用が拡大していくことが見込まれることも併せて鑑みると、F T T H市場におけるN T T 東日本の影響力について引き続き注視すべきであるといえる。

他方、本業務に係るエンド—エンド通信（以下「本エンド—エンド通信」という）を利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆるピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、N T T 東西の次世代ネットワークにおいて今後接続約款に基づき提供が予定されているI P v 6インターネット接続機能を利用することにより競争事業者において提供することが可能であり、また、市販で調達可能なルータ等の局内装置や接続約款によって提供する中継光ファイバや局舎コロケーション等を用いて構築できるI P通信網においても、提供することが可能である。

しかし、本エンド—エンド通信が、将来のいずれかの時点において、帯域制御に代表される次世代ネットワークが実装している機能とバンドルされ、その結果、競争事業者が次世代ネットワークにおける当該機能を利用しなければ同等のサービスを提供することが事実上できなくなる場合、当該通信の利用者は、N T T 東西のF T T Hサービス及びこれと一体的に構築されている次世代ネットワークを利用せざるを得ないこととなる。こうした場合、N T T 東日本がF T T H市場において有する市場支配力等により、本業務の実施が地域通信市場における公正競争条件に影響を与えるおそれが生じることから、その影響について再度検証する必要が生じる。

②ボトルネック設備との関連性

本業務は、その実施に当たり、F T T Hサービス及び次世代ネットワークを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備であるボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられる。

当該次世代ネットワーク等については、第一種指定電気通信設備と

して I Pv6 インターネット接続機能等に関し接続約款に基づくオープン化措置が講じられているところであり、本エンド—エンド通信が任意の IP 通信網において行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である場合は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められない。

しかしながら、上記のとおり、本エンド—エンド通信が、将来、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される場合、競争事業者が同等の通信を提供するに当たり、NTT 東西の設置するボトルネック設備に依存する度合いが大きくなると考えられるため、状況の変化に応じて、競争事業者が同等の業務を実施するために必要な程度においてオープン化のための措置が講じられていることが検証される必要がある。

③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT 東日本は、本業務について、自社の次世代ネットワークを利用した自社の業務区域での提供に限っており、NTT 西日本と連携したサービスの提供を行わないこととしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本業務について、ガイドラインに規定する公正競争確保のための7項目のパラメータに関し、NTT 東日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する結果は以下のとおりである。

① ネットワークのオープン化

【NTT 東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域における IPv6 アドレスを付与した回線相互間の IP 通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能

の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンしていく考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が上記位置付けているように、本エンド—エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

② ネットワーク情報の開示

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めるものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が上記位置付けているように、本エンド—エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として

自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIP v6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本が上記位置付けているように、本エンド—エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT東日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と

あわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、実施計画（平成22年3月2日）に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底を図っている。

② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
- ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
- iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。

等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンド-to-end通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、既往の措置に加え、平成22年3月同社が提出した実施計画に基づき、法令遵守の一層の徹底を図るとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

これらの措置の徹底を図ることにより、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えるが、競争セーフガード等制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、本業務に係る収支を、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの収支と併せて算出したうえで、県内通信に係る収支と県間通信に係る収支を分計するとともに、適切なコスト配分をするとしている。また、利用者料金についても、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

本エンド－エンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの全ての利用者が、IPv6アドレスを付与した回線を用いて本業務の提供を受けることができるとしていることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されているといえる。

⑦実施状況等の報告

【NTT東日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT東日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えらえる。

なお、パラメータ1から7までに関し、これらの措置が十分に実施されな

い、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めるなどを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。

4 認可の条件

以上の審査結果に基づき、本件申請業務については、NTT東日本の地域電気通信業務等の円滑な遂行、及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、認可を行って差し支えない。

上記認可に当たっては、上記のとおり、NTT東日本は本エンド一エンド通信を任意のIP通信網において提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信であるとしているが、今後、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される等、申請内容が変更される場合、公正競争確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生じることから、改めてNTT法第2条第5項に基づく認可申請を行うことを条件として付すことが適当である。

よって、次の条件を付して、本件申請に対し認可を行うこととする。

(認可の条件)

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生じることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上

N T T西日本の活用業務認可申請について

1 申請の概要

N T T西日本の次世代ネットワーク（平成20年2月25日認可）を利用した、同社の業務区域におけるIP v 6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信（以下「次世代ネットワークを利用したエンド－エンド通信」という。）について県間の役務提供を行いたいしていることから、活用業務としての認可申請があった。

2 審査の基準

N T T法第2条第5項において、N T T東日本及びN T T西日本（以下「N T T東西」という。）の活用業務に関して、

- (1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがなく、
- (2) 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがない

と認めるときは、総務大臣は認可しなければならないこととされており、今般の認可申請について、これらが充足されているか否かについて、「東・西N T Tの業務範囲拡大の認可に係る『公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ』のある場合等の考え方【東・西N T Tの業務範囲拡大に係る公正競争ガイドライン】」（平成13年12月策定、改正平成19年7月、以下「ガイドライン」という。）に則して審査を行う。

3 審査結果

(1) 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

- ① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、N T T東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合
- ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合

に該当するか否かについて、検討を行う。

N T T西日本は、今回申請のあった業務（以下「本業務」という。）を行うに当たっては、既存の県間伝送路を活用して業務を営むため、新たな資金は不要であるとしている。

また、既存の経営の資源の活用についても、設備については、本業務を実施することによりトラフィック増等が発生し地域電気通信業務等に影響ができるおそれがある場合には、必要な設備増設等を図ることで地域電気通信業務等に影響がでないように対処するとしているが、同社の設備投資規模を踏まえれば、過大な投資により、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれは生じないものと考えられる。他方、職員についても、本業務の内容に照らし、多大な負担増をもたらすものではなく、また新たな技術開発を伴うものではない。よって、過度の経営資源の転用により、地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれは生じないものと考えられる。

以上のことから、本業務を営むことにより、N T T西日本による地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはないものと考えられる。

（2） 電気通信事業の公正競争確保に支障を及ぼすおそれについて

ガイドラインに基づき、

ステップ1 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれの程度について評価し、

ステップ2 当該おそれの程度に応じて、公正な競争を確保するために必要な措置が十分かつ有効に講じられているか否かについて検討を行う。

1) ステップ1 おそれの程度に関する評価

おそれの程度に関する評価を行うに当たっては、ガイドラインにおいて、①地域通信市場における競争の進展状況、②ボトルネック設備との関連性及び③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無を重点的に考慮することが必要とされている。

このうち、上記①については、地域電気通信市場における競争が進展していない場合、N T T東西は同市場における市場支配力を競争分野において濫用するおそれが大きい。

また、上記②については、競争事業者がNTT東西の営む新たな業務と同様の業務を実施する場合、NTT東西の設置するボトルネック設備への依存度が大きいとすれば、当該ボトルネック設備及びこれと一体として構築される新たなネットワーク要素のオープン化の要請が高まると考えられる。

さらに、上記③については、市場支配的な電気通信事業者であるNTT東西が、活用業務を営む場合、他の市場支配的な電気通信事業者との連携を行うとすれば、当該事業者の市場支配力が結合することにより、競争事業者等との実質的な公平性の確保が困難となる等、競争阻害的な要素が拡大するおそれがあることから、考慮の必要があるものである。

① 地域通信市場における競争の進展状況

本業務は、NTT西日本の次世代ネットワークの利用を前提としていることから、その提供を受けるに際しては、アクセス回線としてNTT西日本が提供する光ブロードバンドサービスに加入していることが必要となる。したがって、本業務の提供に関する競争状況は、FTTH市場における競争状況の影響を強く受けると考えられることから、競争の進展状況を検証すべき地域電気通信市場として、FTTH市場を取り上げることが適当である。

FTTH市場において、平成22年3月末でのNTT西日本のシェア（加入契約数による。以下同じ。）を見ると、東海、北陸、近畿、中国、四国、九州、沖縄の各ブロックにおいて、それぞれ62.6%、96.0%、58.0%、78.7%、70.7%、72.8%、93.2%であり、高いシェアを維持している。また、競争事業者によるFTTHサービスの提供は、NTT西日本の光ファイバの開放に依存しているため、NTT西日本は光ファイバの利用に関する各種手続等を通じて競争事業者に影響を与えることが可能であり、市場支配力を単独で行使し得る地位にあると評価できる。

よって、NTT西日本は、第一種指定電気通信設備制度に基づく接続規制・行為規制・サービス規制の適用及び市場支配力の行使を抑止・牽制することを目的とした公正競争確保のためのセーフガード措置がなされ、さらにブロードバンド市場内のケーブルインターネットからの競争圧力も存在しているものの、次世代ネットワークを利用したサービスの提供エリアの拡充に伴い今後同サービスの利用が拡大していくことが見込まれることも併せて鑑みると、FTTH市場におけるNTT西日本の影響力について引き続き注視すべきであるといえる。

他方、本業務に係るエンド—エンド通信（以下、「本エンド—エンド通信」という）を利用者の端末間を直接接続しデータ交換等を行う、ベストエフォート型のいわゆるピア・ツー・ピア方式の通信として見た場合、N T T 東西の次世代ネットワークにおいて今後接続約款に基づき提供が予定されているI P v 6インターネット接続機能を利用することにより競争事業者において提供することが可能であり、また、市販で調達可能なルータ等の局内装置や接続約款によって提供する中継光ファイバや局舎コロケーション等を用いて構築できるI P 通信網においても、提供することが可能である。

しかし、本エンド—エンド通信が、将来のいずれかの時点において、帯域制御に代表される次世代ネットワークが実装している機能とバンドルされ、その結果、競争事業者が次世代ネットワークにおける当該機能を利用しなければ同等のサービスを提供することが事実上できなくなる場合、当該通信の利用者は、N T T 東西のF T T Hサービス及びこれと一体的に構築されている次世代ネットワークを利用せざるを得ないこととなる。こうした場合、N T T 西日本がF T T H市場において有する市場支配力等により、本業務の実施が地域通信市場における公正競争条件に影響を与えるおそれが生じることから、その影響について再度検証する必要が生じる。

②ボトルネック設備との関連性

本業務は、その実施に当たり、F T T Hサービス及び次世代ネットワークを利用するものであることから、第一種指定電気通信設備であるボトルネック設備と密接な関連性を有していると考えられる。

当該次世代ネットワーク等については、第一種指定電気通信設備としてI P v 6インターネット接続機能等に関し接続約款に基づくオープン化措置が講じられているところであり、本エンド—エンド通信が任意のI P 通信網において行うことのできるピア・ツー・ピア方式の通信の範囲内である場合は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められない。

しかしながら、上記のとおり、本エンド—エンド通信が、将来、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される場合、競争事業者が同等の通信を提供するに当たり、N T T 東西の設置するボトルネック設備に依存する度合いが大きくなると考えられるため、状況の変化に応じて、競争事業者が同等の業務を実施するために必要な程度においてオープン化のための措置が講じられていることが検証さ

れる必要がある。

③他の市場支配的な電気通信事業者との連携の有無

NTT西日本は、本業務について、自社の次世代ネットワークを利用した自社の業務区域での提供に限っており、NTT東日本と連携したサービスの提供を行わないこととしている。

2) ステップ2 公正な競争を確保するために必要な措置

本業務について、ガイドラインに規定する公正競争確保のための7項目のパラメータに関し、NTT西日本が講ずることとしている措置の概要及び当該措置に関する結果は以下のとおりである。

① ネットワークのオープン化

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIPv6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

他事業者が市販で調達可能なルータ等の局内装置を用いて当社と同様のネットワークを構築しようとする際に、必要となる中継光ファイバや局舎コロケーション等の提供条件については、既に接続約款に規定する等のオープン化施策によって、他事業者は同様の業務の提供が可能であり、接続等の迅速性・公平性は確保されているものと考える。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、既に接続約款において、一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能、一般中継局ルータ接続ルーティング伝送機能の接続料を設定し、PPPoE方式またはIPoE方式によるIPv6インターネット接続の網改造料に関する規定の整備等、十分なオープン化措置を講じている。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、提供条件を提示した上で当該事業者との協議を行い、接続した場合には、必要に応じて当該接続条件をオープンにしていく考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が上記位置付けているように、本エンド—エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障

を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワークのオープン化の措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT西日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

② ネットワーク情報の開示

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIP v6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。

なお、本業務に用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みである。今後とも国際的な標準化動向や機能の装置への実装状況、お客様ニーズを踏まえ、サービス追加に合わせてインターフェース条件等を開示するとともに、相互接続性を確保するよう必要なネットワーク情報を開示していく考えである。

また、他事業者から現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、迅速かつ合理的な価格（個別の費用負担を求めるものを含む）で、必要不可欠なネットワーク情報の提供を行う考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が上記位置付けているように、本エンド—エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たにネットワーク情報の開示を行う必要性は認められない。

また、NTT西日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

③ 必要不可欠な情報へのアクセスの同等性

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は、当社の業務区域におけるIP v6アドレスを付与した回線相互間のIP通信網内に終始する通信である。他事業者が本業務と同様のサービスを実現する場合、他事業者網内のサービスの実現にあたり、当社の保有する情報の中に新たに必要不可欠となる情報は無いと考える。

なお、他事業者からの現在想定できないような具体的な接続を要望された場合等には、他事業者の要望を踏まえ、必要不可欠な情報へのアクセスの同等性の確保に努める考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本が上記位置付けているように、本エンド—エンド通信が、任意のIP通信網等においても提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信として自網内に終始する通信である限り、当該通信の提供は公正競争の確保に支障を及ぼすおそれが認められないと考えられるため、新たに不可欠情報へのアクセスの同等性確保のための措置を講じる必要性は認められない。

また、NTT西日本においては、具体的な接続を要望された場合等において、必要に応じて他事業者と協議を行うこととしており、その場合には当該協議の状況を注視する必要があると考えられる。

④ 営業面でのファイアーウォール

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施するものであり、既に次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に十分な措置を講じていることから、営業面でのファイアーウォールは確保されており、今後においてもこれを継続する。

なお、具体的には以下のとおりである。

- ① 本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知り得た情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。

また、業務改善命令（平成22年2月4日）を厳粛に受け止め、業務改善計画に基づき、抜本的なシステム対応をはじめとして、顧客情報管理システムへのアクセス権限の見直し、社内規程・委託契約の整備や運用ルールの見直し、及び監査・監督体制の強化を通じ、法令遵守の一層の徹底、再発防止策の徹底を図っている。

- ② 電話の業務で取得した顧客情報については、顧客情報保護の徹底を図るため、以下の内容について本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。
- i) お客様情報を、他事業者と競合する業務に関し不適切に流用しないこと。
 - ii) 出力した情報は使用後に廃棄処理すること。
 - iii) ID管理により顧客管理システム操作可能な社員を限定すること。
- 等

また、本業務は次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務とあわせて実施し、サービス提供するものである。

なお、既に、本業務のエンド-to-end通信が用いる次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務を営む際に、公正競争を阻害する場合には既存サービスとのバンドルサービスの提供を差し控えることとしており、今後においてもこれを継続する考えである。

この営業活動を子会社等に委託する場合にあっては、自ら営業活動を行う場合と同様に、当該子会社等を通じた営業活動においてもファイアーウォールを確保するため、顧客情報等の厳格な取扱いについて指導することとしている。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、既往の措置に加え、平成22年2月同社が提出した業務改善計画に基づき、法令遵守の一層の徹底を図るとしている。また、公正な競争を阻害するおそれがある既存のサービスとのバンドルサービスの提供を差し控えるとしている。

これらの措置の徹底を図ることにより、営業面でのファイアーウォールは確保されると考えるが、競争セーフガード等制度の運用等を通じ、市場のモニタリングを継続し、適切に対処していくこととする。

⑤ 不当な内部相互補助の防止（会計分離等）

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本業務に関する収支については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の収支とあわせて、電気通信事業会計規則に準じた配賦計算を行うことにより、県内のIP通信網サービスに関する業務と会計を分計する考えである。

本業務を含む次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務と県内のIP通信網サービスに関する業務との間のコスト配分については、電気通信事業会計規則に準じた費用配賦を行う考えである。

なお、営業活動等に係る費用については、自らの子会社等に委託する場合を含め、直接賦課または適切な配賦基準による費用配賦を行い、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービス以外のサービスに係る営業費用と分計する考えである。

さらに、本業務の利用者料金に関しては、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るよう設定し、競争阻害的な料金設定とならないようにする考えである。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、本業務に係る収支を、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの収支と併せて算出したうえで、県内通信に係る収支と県間通信に係る収支を分計するとともに、適切なコスト配分をするとしている。また、利用者料金についても、ネットワークコスト及び営業費（顧客獲得に要するコストを除く。）の合計額を上回るように設定することとしており、必要な措置が講じられているものと認められる。

⑥ 関連事業者の公平な取扱い

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

本エンド-エンド通信は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスのすべての利用者がIPv6アドレスを付与した回線を用いて利用可能であることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されている。

なお、本業務で用いる次世代ネットワークについては、接続に必要となるインターフェース条件を既に接続約款に規定済みであることから、関連事業者の取扱いに関する公平性は確保されている。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、次世代ネットワークを利用したIP通信網サービスの全ての利用者が、IPv6アドレスを付与した回線を用いて本業務の提供を受けることができるとしていることから、当該回線との通信を提供する関連事業者の公平な取扱いは確保されているといえる。

⑦実施状況等の報告

【NTT西日本が講ずることとしている措置】

(1)～(6)の各種措置の実施状況・収支状況・利用状況については、毎事業年度経過後6ヶ月以内に総務大臣に報告し、これを公表する考えである。

なお、その際、(4)の措置の実施状況及び収支状況については、次世代ネットワークを利用した県間のIP通信網サービスに関する業務の実施状況及び収支状況とあわせて報告・公表する考えである。

ただし、報告資料のうち、費用(収益)項目一覧及び社内文書・規定類等については、それぞれ以下の理由により非公表とする。

- ・費用(収益)項目一覧：経営上の秘密に属する情報に該当するため。
- ・社内文書・規定類等の一部：コーポレートガバナンスを構築する上でノウハウの保持が必要なため。また、公表することにより悪意の第三者による違法若しくは不当な行為を容易にし、またはその発見を困難にするおそれがあるため。

【総務省の考え方】

NTT西日本は、各種措置の実施状況等について、毎事業年度経過後6か月以内に総務大臣に報告し、これを公表するとしており、必要な措置が講じられているものと考えられる。

なお、パラメータ1から7までに關し、これらの措置が十分に実施されない、あるいは市場環境の変化等により公正な競争を確保するための措置が新たに求められるような状況が生じた場合、必要に応じた実施状況の報告を求めることを含め、総務省として個別に適切な対処を行っていく考えである。

4 認可の条件

以上の審査結果に基づき、本件申請業務については、NTT西日本の地域電気通信業務等の円滑な遂行、及び電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれがないと考えられることから、認可を行って差し支えない。

上記認可に当たっては、上記のとおり、NTT西日本は本エンド-エンド通信を任意のIP通信網において提供可能なピア・ツー・ピア方式の通信であるとしているが、今後、次世代ネットワークのみが実装する機能とあわせて提供される等、申請内容が変更される場合、公正競争確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生

じることから、改めてNTT法第2条第5項に基づく認可申請を行うことを条件として付すことが適当である。

よって、次の条件を付して、本件申請に対し認可を行うこととする。

(認可の条件)

今後、貴社の次世代ネットワークのみが実装する機能と併せて提供される等、申請内容が変更される場合、電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれ等を判断する必要が生じることから、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと

以上